

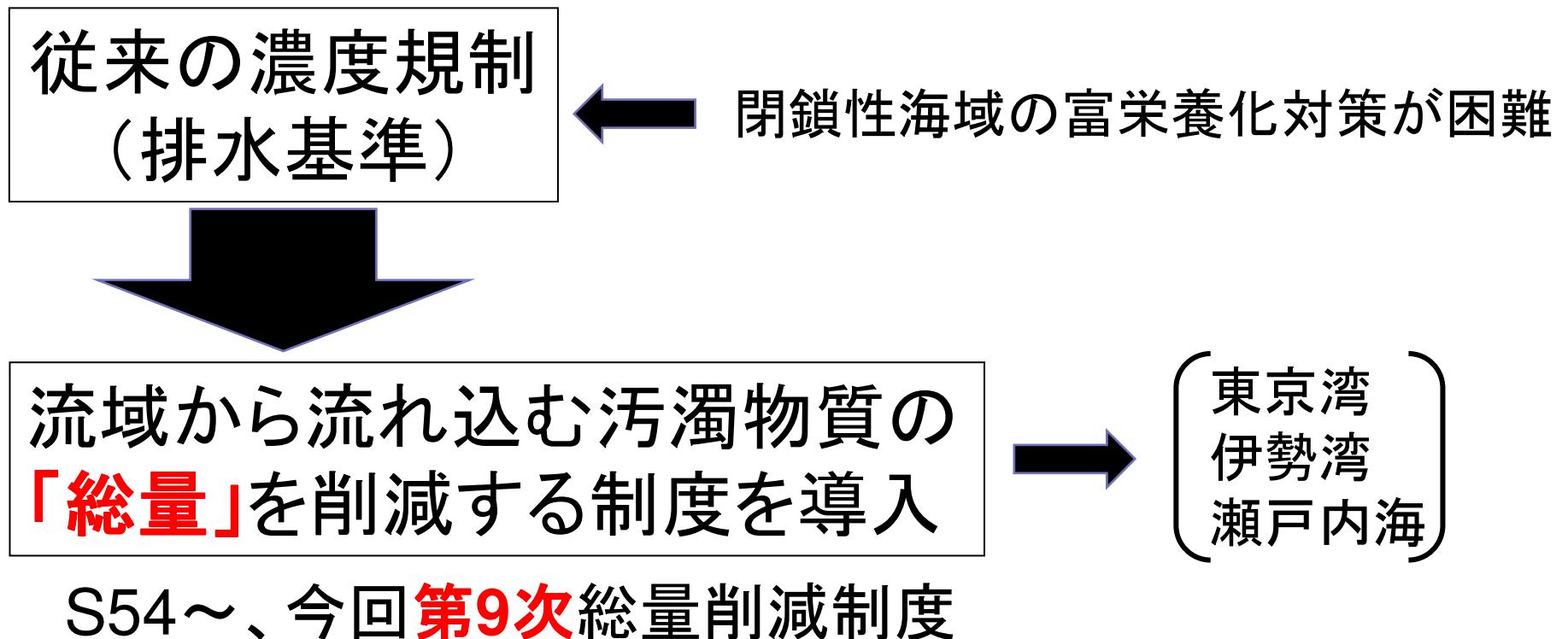
総量規制基準の 概要について

奈良県水資源政策課水環境係

総量規制基準とは

- 水質総量削減制度における、事業場排水に対する規制(総量規制)基準
- 日平均排水量が $50m^3$ 以上の事業場が対象
(県内約300事業場)

水質総量削減制度とは・・・



瀬戸内海の指定地域

制度の対象となる地域

- 13府県
- 奈良県は大和川水系、紀の川水系、淀川水系の一部が指定されている



水質総量削減制度の概要

【総量削減基本方針(国)】

- ・対象水域毎に**環境大臣**が策定
- ・目標年度、都府県ごとの削減目標量等を設定

【総量削減計画(都府県)】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに**知事が**策定
- ・発生源別の削減目標量及び削減対策 等

【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・浄化槽の整備
- ・処理の高度化

【総量規制基準による規制】

- ・日平均排水量 50m^3 以上の特定事業場が対象(約300事業場)
- ・排水濃度×排水量の規制
- ・小規模事業場

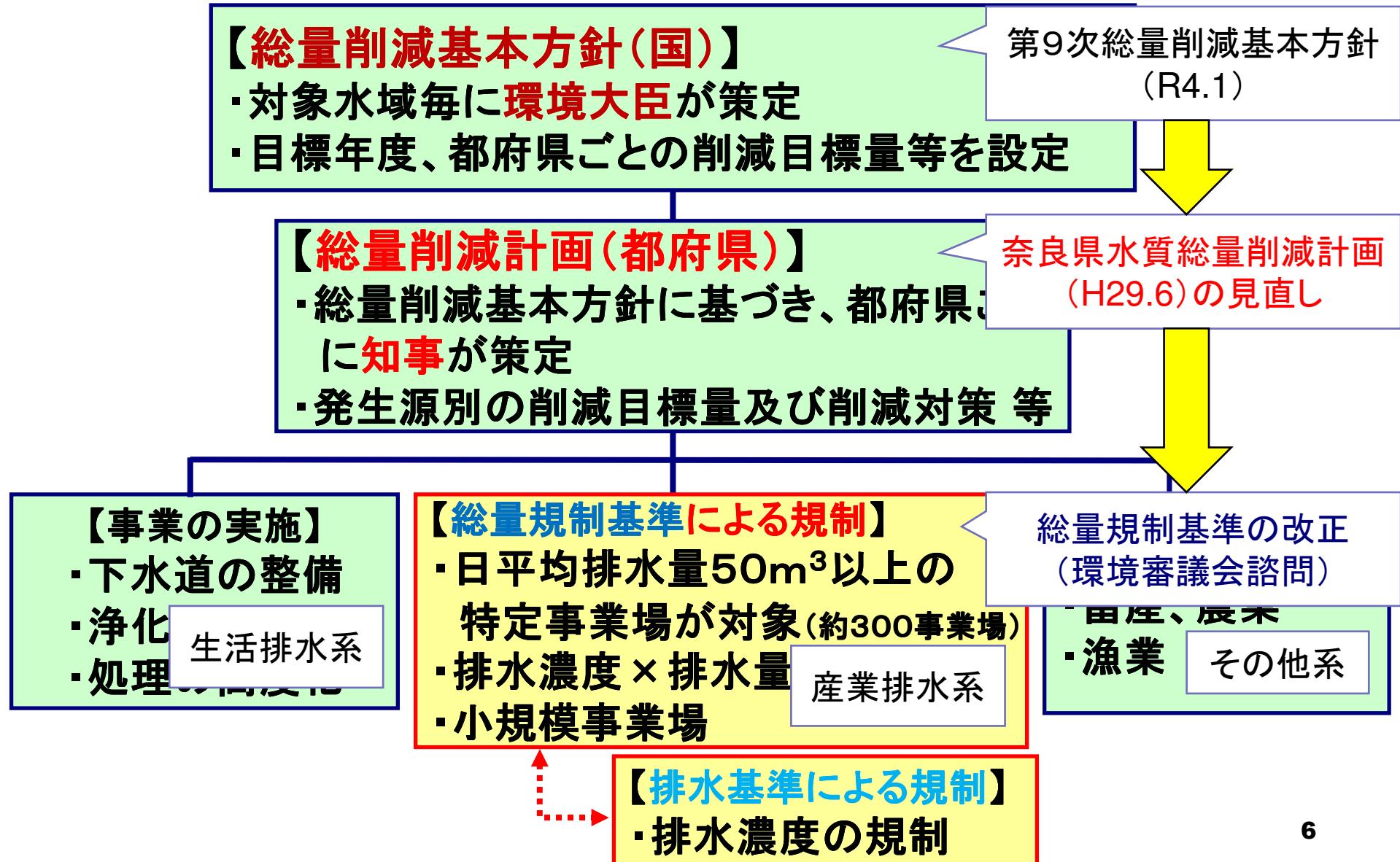
【削減指導等】

- ・畜産、農業
- ・漁業 等

【排水基準による規制】

- ・排水濃度の規制

水質総量削減制度の概要



総量削減基本方針の考え方 (瀬戸内海)

- 瀬戸内海を「大阪湾」と「大阪湾以外の瀬戸内海」に分別
- 大阪湾：現在の水質を維持
→依然水質に問題がある海域は局所対応
- 大阪湾以外：現在の水質から悪化させない
→水質悪化だけでなく貧栄養化にも留意

第9次総量削減基本方針における奈良県削減目標量

※()内はR1目標値

(単位:t/日)	COD	窒素	りん
奈良県	13 (14)	10 (10)	0.8 (0.8)

第8次奈良県総量削減計画の評価

(単位:t/日)

COD(化学的酸素要求量)			窒素			りん		
R1年度 目標	R1年度 実績	評価	R1年度 目標	R1年度 実績	評価	R1年度 目標	R1年度 実績	評価
14	14	達成	10	10	達成	0.8	0.8	達成

奈良県総量削減計画

■ 基本的な考え方

国の基本方針に基づいて目標量、総量規制基準、目標達成のための対策を策定

■ 目標量の設定

国の基本方針で示された目標量をベースに発生源別(生活系、産業系、その他)に配分

■ 生活系のCOD削減目標量を強化

県の施策(大和川きれい化等)との整合

奈良県総量削減計画

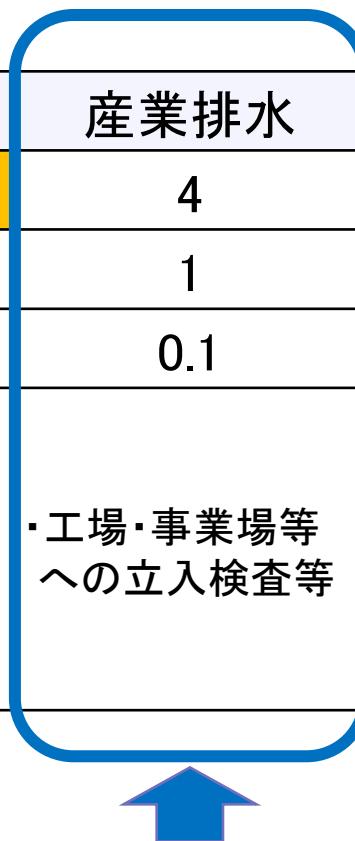
※()内はR1目標値

分類		生活排水	産業排水	その他	計
目標値 (t/日)	COD	7(8)	4	2	13(14)
	窒素	4	1	5	10
	りん	0.5	0.1	0.2	0.8
施策		<ul style="list-style-type: none">・重点対策支川対策促進・公共下水道の整備・接続推進・合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進・多様な主体の連携・協働による実践活動の促進・啓発等	<ul style="list-style-type: none">・工場・事業場等への立入検査等	<ul style="list-style-type: none">・家畜排せつ物の適正管理の推進等	—
※奈良県環境総合計画「第4編Ⅱ健全な水循環の構築」参照					

奈良県総量削減計画

※()内はR1目標値

分類		生活排水	産業排水	その他	計
目標値 (t/日)	COD	7(8)	4	2	13(14)
	窒素	4	1	5	10
	りん	0.5	0.1	0.2	0.8
施策		<ul style="list-style-type: none">・重点対策支川対策促進・公共下水道の整備・接続推進・合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進・多様な主体の連携・協働による実践活動の促進・啓発等		<ul style="list-style-type: none">・工場・事業場等への立入検査等・家畜排せつ物の適正管理の推進等	
※奈良県環境総合計画「第4編Ⅱ健全な水循環の構築」参照					



産業排水の総量削減目標を達成するため
総量規制基準を見直す
(環境審議会諮問事項)

総量規制基準の設定について

- 産業排水の総量削減目標を達成するため、
業種別に総量規制基準を設定
- 基準の設定にあたっては、国の示す範囲内で府県がそれぞれ独自に設定

県の総量規制基準の設定にあたって

- 国の基本方針は瀬戸内海に対して「**現在の水質を維持**」もしくは「**現在の水質から悪化させない**」
- 産業排水の削減目標に変更がない
- 国が示す**総量規制基準**の範囲に変更がない

県の総量規制基準の設定にあたって

- 国の基本方針は瀬戸内海に対して「**現在の水質を維持**」もしくは「**現在の水質から悪化させない**」
- 産業排水の削減目標に変更がない
- 国が示す**総量規制基準**の範囲に変更がない

県の総量規制基準は変更しない
(第8次の基準を踏襲)

今後のスケジュールについて

令和3年10月5日：《環境省》

「総量規制基準設定方法」告示

令和4年1月24日：《環境省》

「第9次水質総量削減基本方針」策定

令和4年4月19日：

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について」（諮問）

令和4年4月26日： 第1回 水質部会

令和4年5月30日： 第1回 環境審議会

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について」（答申）

令和4年6月～ : パブリックコメントの募集（1ヶ月）

奈良県総量削減計画

令和4年7～8月 : 環境大臣との協議

令和4年10月 : 公示

奈良県総量削減計画公告、奈良県総量規制基準公示

令和4年12月1日： 適用

総量規制基準適用